

17 陳情 第 25 号	公契約条例制定にむけての検討を促す陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 17 年 6 月 7 日受理、平成 17 年 6 月 10 日付託
陳情者	新宿区北新宿 _____ _____

## ( 要 旨 )

1、公契約条例制定の検討を具体的に着手してください。

2、検討の前段として、次の点での検討をお願いします。

国に対して公契約法の制定を求める意見書を提出してください。

北海道内で実施されているような、「要綱」による元請企業に対する行政指導を強めてください。

## ( 理 由 )

さて、同趣旨のお願いにつきましては、先般書面にて会派所属の議員の皆様方に、ご理解いただくべくご案内させていただいたところです。ご存知のこととは思いますが、建設産業をとりまく状況は依然として厳しい状況にあります。確かに一頃に比べれば、東京など大都市圏においては表面的には活況を取り戻したようには見えますが、地方経済は依然として厳しく、都市圏への職人の流入を逆手にとって都市圏でも賃金、下請工事単価の引き下げが起きています。

私たちはこの問題を解決する手段の一つとして、公契約法・条例が大変有効なことと考えております。公契約法・条例は、自治体などが民間に発注する契約のもとで働く労働者の賃金・労働条件を確保することを直接の目的とするものですが、同時に欠陥等のない良質な事業を推進する上で極めて有意義な制度です。国際的には、1949年にILO94号条例(公契約における労働条項に関する条例)を決議して以来、59カ国で批准されて、それぞれの国や自治体で法律や条例が制定されています。

日本国内においても9つの県議会、54の市・町議会において国に対して法制定を求める意見書が採択されたほか、都内の8つの自治体では条例検討の請願が趣旨採択されています。北海道のいくつかの自治体では条例制定にむけて具体的な検討が始まっています。私たちもこの間、地元の建設業協会加盟の事業所への訪問懇談を定期的に行っていますが、この懇談の中でも「受注単価の叩きあいが続いたなら会社が持たない」、「歯止めをかける仕組みが必要」と公契約法・条例への期待の声が上がっています。数年前に各会派の議員の皆さんにも資料を送らせていただき、区議会にも請願させていただいたことがありました。そのおりに日は目をみることはできませんでした。私たちの熱意を伝える努力や説明不足があったと痛感しています。

今日の状況はその当時と比べて更に厳しくなっており、公契約法・条例制定が求められ

17 陳情第 25 号

ています。喜ばしいことに、この制度に対する理解が進んでいることです。

貴議会におかれましても、第 2 回定例議会に置きまして別紙記載事項の一項でもご検討  
いただけるよう陳情いたします。